

理事会・監事会だより

理事会

2021年3月11日(木)
理事 21名中20名出席
(オンライン出席者12名)
監事 5名中4名出席

議決事項

- 第1号議案 2020年度のまとめと2021年度方針および、予算案承認の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 第34回通常総代会議案「役員報酬設定」の提案の件
- 第4号議案 コーペリ連合会の日本生協連に対する債務について連帯保証を行う件
- 第5号議案 2021年5月ブロック別総代会議の招集の件
- 第6号議案 日本生活協同組合連合会役員候補者(地方区分理事)推薦の件

報告事項

- (1) お取引先との「おつきあい」に関する要領の再確認について
- (2) いばらきコープの対応と新型コロナウイルスの動向
- (3) 2021年度ブロック委員の委嘱について
- (4) 「おたがいさま水戸」への助成について
- (5) 「鳥インフルエンザ」の対応について
- (6) 2020年度内部統制の整備状況について
- (7) 「2021年春季闘争要求書」に対する回答のスタンス及び交渉スケジュールについて

第9回監事会

2021年3月19日(金)
監事 5名中5名出席

主な協議・報告事項

1. 「日本コープ共済連の監事候補同意の件」について協議し同意しました。
2. 「2019年の生協法改正に関連する公認会計士監査規則の改定についての同意の件」について協議し同意しました。
3. 第10回理事会のふりかえりを行い、共有化を図りました。
4. 第4回代表理事・監事懇談会の内容について協議し確認しました。
5. 第34回通常総代会後までの監査等スケジュールについて変更点を確認しました。
6. 2021年度監査方針の要点について協議しました。
7. 共済事業、参加とネットワーク協議会、決算方針等重要事項打合せ、店舗委託棚卸立会い監査について各監事から報告し、情報の共有化を図りました。
8. 内部監査担当からつくし店・うちうら店・宅配事業部の定型内部業務監査について、ひたちなか店のフォローアップ監査、「2021年度内部監査方針および内部業務監査計画」について報告を受け意見交換しました。

私たちの生協の現況 (2021年3月20日現在)

組合員数	381,328人
総事業高	437.0億円 (予算比111.1%)
3月度 供給高	
コープデリ宅配	28.1億円 (予算比113.6%)
店舗	4.2億円 (予算比107.7%)
経常剰余	13.3億円
出資金総額	132.8億円

INFORMATION (茨城県からのお知らせ)

インフォメーション



茨城県

5月は「消費者月間」です！

<消費者月間統一テーマ> “消費”で築く新しい日常

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、買いだめなどの合理的でない消費行動や、その不安な消費者心理に付け込んだ新たな手口の消費者被害が発生しています。

消費者一人ひとりが「新しい日常」において、より良い消費行動について考え、急激な社会情勢の変化に適切に対応するためのきっかけとして、あらためて“消費”についてともに考えてみませんか？

消費者契約を知ろう！

●消費者契約とは？

「商品を買う」「電車に乗る」「携帯電話を使う」など、消費者(＝個人)と事業者の間で締結される契約を消費者契約といいます。消費者は毎日の生活の中で様々な契約を結んでいます。契約は申込(これください)と承諾(はい、わかりました)の意思の合致により成立し、契約当事者双方に契約内容に基づいた権利と義務が生じます。原則、一方の都合で勝手に契約を解除することはできません。

●消費者契約を取り消せるときとは？

消費者と事業者との間には、知識や情報の質や量、交渉力などに格差があるため、消費者が不利な契約を結んでしまう場合があります。うそや不安をあおるなど不当な勧誘によって契約したときは、消費者契約法により契約を取り消すことができます。また、訪問販売や電話勧誘など不意打ち的な勧誘による契約は、一定期間内であればクーリング・オフにより解除することができます。親権者の同意のない未成年者の契約も原則取り消すことができます。



不安に
思ったら
ご相談を

<消費者ホットライン> ☎188(いやや!)へ！

お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。

茨城県消費生活センター
ホームページは

いばらき消費生活ナビ 検索

